

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	障害者福祉関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新宮町は、障害者福祉関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

福岡県新宮町長

公表日

令和2年7月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者福祉関係事務
②事務の概要	<p>・身体障害者福祉法に基づき、身体障害者手帳交付に関する事務を行う。 ・福岡県療育手帳交付要綱に基づき、療育手帳交付に関する事務を行う。 ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、精神障害者保健福祉手帳交付に関する事務を行う。 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、自立支援医療費の給付、自立支援給付(介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具)の支給、地域生活支援事業の実施に関する事務及び療養介護医療費等の支給に関する事務を行う。 ・児童福祉法に基づき、障害児通所給付費等、障害児相談支援給付費等の支給、障害福祉サービスの提供に関する事務を行う。</p> <p>特定個人ファイルは、以下の事務に使用している。 ①身体障害手帳交付に関する事務 ②療育手帳交付に関する事務 ③精神障害者保健福祉手帳交付に関する事務 ④障害福祉サービスの提供、障害者支援施設等への入所等の負担区分決定及び費用の徴収 ⑤自立支援医療費の支給、負担能力の設定及び費用の徴収、他の法令による給付との調整 ⑥地域生活支援事業の支給、負担能力の設定及び費用の徴収 ⑦療養介護医療費等の支給、負担能力の設定及び費用の徴収 ⑧障害児通所給付費等の支給、負担能力の設定及び費用の徴収</p>
③システムの名称	障害者システム、福祉サービスシステム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
障害者情報ファイル、障害者世帯員所得情報ファイル、福祉サービス情報ファイル、福祉サービス世帯員所得情報ファイル、統合宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 番号法第9条第1項 別表第一の第8,11,12,13,34,84の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 別表第一省令第8,11,12,25,60条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	<p><情報照会事務> 1 番号法第19条第7号 別表第二の第10,11,12,16,20,21,53,108,109,110の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 別表第二省令第9,10,12,14,15,27,55条</p> <p><情報提供事務> 1 番号法第19条第7号 別表第二の第26,56の2,57,79,87,116の項 2 別表第二省令第12,19,30,31,42,44条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉課
②所属長の役職名	健康福祉課長
6. 他の評価実施機関	
なし	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	新宮町総務課 庶務係 福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜一丁目1番1号 092-962-0231 (内線214)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	新宮町健康福祉課 障がい者福祉担当 福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜一丁目1番1号 092-962-0231 (内線137)

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[課題が残されている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[課題が残されている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

